



社内告知が出されていないようなので…**私たちが教えます！**

不当労働行為

救済申立の 理由

➤ 会社にも省を促し、改めることで
真に健全な労使関係を目指すため

昨年 12 月 21 日に東京都労働委員会に提出、即日受理された「不当労働行為救済申立事件」
(事件番号：2 都委不第 110 号) ですが、その目的と経緯を説明します。

① 憲法・法律・労働協約等の上位ルールを無視して

就業規則のみで不当処分

② 不当処分に現場で抗議しても

現場管理者は「場にそぐわない」取り合わず

③ 相次ぐ支配介入と不当処分に対し

団体交渉でもラチが明かず

④ 支社長名での組合活動の禁止を告知

組合活動の萎縮を企図

なお、労働委員会の審査そのものにかかる費用は…

無料です。

裁判だとそのものに費用がかかりますが、労働委員会の審査は労働組合が無料で活用できる手段であり、その**命令は裁判所の判決に等しい効力**を持つほか、**組合員は**不利益取り扱いを禁じる**労働組合法の保護下***に置かれます。

※労働組合法第 7 条：使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

第 4 項 労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと…（略）…を理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

**違法行為に問題意識を持つ全ての仲間を守り、
会社をよくするために JTSU-E はたたかいます！**